

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

青森地方裁判所

日 時 平成24年3月23日（金）午後2時20分～午後4時20分

場 所 青森地方裁判所大会議室（5階）

出席者 司会者 長 秀之（青森地方裁判所長）

裁判官 小川 賢司（青森地方裁判所刑事部部総括判事）

検察官 新河 隆志（青森地方検察庁次席検事）

弁護士 猪原 健

（青森県弁護士会弁護士，裁判員裁判に関する委員会委員長）

裁判員経験者1番 40代女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代男性（以下「3番」と略記）

### 【議事要旨】

#### 1 趣旨説明，自己紹介等

##### （司会者）

時間が参りましたので，ただ今から，裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日の司会を務めさせていただきます青森地方裁判所長の長と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて，本日の意見交換会を開催する趣旨としましては，大きく2つあります。まず1点目として，裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想をうかがい，今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。次に2点目として，これから裁判員裁判に参加される県民の皆様に，直接経験された方々の生の声をお伝えすることにより，不安感や負担感を解消し，安心して参加していただけるようなメッセージになるのではないかとということです。

こうした趣旨のもと，本日は，3名の裁判員経験者と検察庁，弁護士会及び裁判所からそれぞれ1名ずつをお招きしております。

3名の裁判員経験者の皆様には、審理をより分かりやすいものにするにはどのような工夫や努力が必要か、あるいは、裁判員としての負担等について、率直な本音の御感想、御意見を述べていただければと思います。また、検察官、弁護士、裁判官も出席しておりますので、皆さんからお尋ねになりたいことがあれば、どうぞ御質問してください。

それでは、今回出席された方々の御紹介に移りたいと思います。

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

### **(検察官)**

青森地方検察庁の次席検事の新河と申します。よろしく申し上げます。私は実際の裁判では、法廷の中に入って立証活動等をしていませんが、皆様が担当された事件に、捜査段階から関わっており、事件の公判もすべて傍聴しています。本日は、皆様から貴重な御意見をいただける機会なので、是非、率直な御意見をお聞かせ願えればと思っています。

### **(弁護士)**

青森県弁護士会の弁護士の猪原と申します。よろしく申し上げます。青森県弁護士会の裁判員裁判に関する委員会委員長をしております。裁判員制度が始まる前には模擬裁判などで、裁判員制度が始まってからも5件の事件について弁護人を担当しました。本日参加いただいた裁判員経験者が担当された事件の公判についても弁護人として担当させていただきました。本日は忌憚のない御意見をいただければと思っています。

### **(裁判官)**

青森地裁判事の小川でございます。青森では、平成21年9月から今月までに合計33件の裁判員裁判を実施しておりますが、私はこれら33件すべての裁判で裁判長を務めさせていただきました。本日この意見交換会に御出席いただきました3人の裁判員経験者の方々とも共にチームを組んで裁判をさせていただいた立場であります。裁判中にも御説明いたしましたが、公開の法廷で行われた審

理について感想などをお話しいただくのは、守秘義務に触れることではありませんので、本日は、裁判のときのことを振り返っていただいて、是非率直な御意見、御感想をお聞かせ願えればと思っております。

**(司会者)**

次に、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ、自己紹介も兼ねて、裁判員裁判に参加された全体的な感想や印象なども簡単にお話しただければと思います。

それでは、1番の方からお願いします。1番の方が担当した事件は、住居侵入、強姦致傷被告事件ですね。

**(1番)**

はい。

**(司会者)**

この事件では、被告人は、犯罪事実を認めていましたか。

**(1番)**

はい。

**(司会者)**

この事件の裁判に関与されてお持ちになられた全体的な感想をお願いします。

**(1番)**

私が担当した事件では、被告人が当初から罪を認めていた上での裁判でしたので、そのような事件について、どう審理するのか分からない状況でしたが、みなさんの意見やいただいた資料を見て、なぜ、最初から認めていたのか、どういう罪に問われているのか、ということを理解できました。

検察官と弁護人の冒頭陳述は、どちらの説明も分かりやすかったので、全体的なイメージはつかめました。

被告人に対してもどういう考え方をすればよいのか分からなかったのですが、順を踏んで話し合いながら、検察官と弁護人の話を聞いて事件の全体像を思い

描くことができました。どうしようと途方に暮れることもなく、何とか裁判に参加することができました。

**(司会者)**

次に、2番の方をお願いします。1番の方と同じ事件を担当されたのですね。

**(2番)**

はい。

**(司会者)**

この裁判に関与されての感想や印象をお願いします。

**(2番)**

裁判所はまったく興味がない所で、審理とか評議の意味も分からず、検察官がどのようなことをしているかも分からない状態で選任され、参加しました。

聞き漏らさないよう緊張していたこともあって、あっという間に終わった感じがしました。

終わってみると、裁判の流れがよく分かるようになり、テレビや新聞の報道が分かりやすく、身近に感じられるようになりました。

張り詰めた緊張感の中で、みんなも緊張しているような感じがしました。

また、法廷の傍聴席がいっぱい埋まっていて、一般の方の関心が高いんだなあとびっくりしたことを覚えています。

**(司会者)**

次に、3番の方をお願いします。3番の方が担当されたのは殺人被告事件ですね。

**(3番)**

はい。

**(司会者)**

この事件では、何か問題になった点があったのですか。

**(3番)**

2名の医師から、相対する結果の精神鑑定書が提出されたことが問題となりました。

**(司会者)**

裁判員裁判に参加された全体的な感想や印象等をお願いします。

**(3番)**

裁判は別世界のものと思っていましたが、選ばれた以上は、義務だと思って参加しました。

最初は、一般市民が裁判に参加できるのかなと思っていましたが、私以外の裁判員も徐々に発言するようになり、十分できるという印象を受けました。

私は5日間の裁判に参加したのですが、それをバックアップしてくれる会社や社会の制度が必要だと思いました。他の裁判員とも話したのですが、社会全体がこの制度を支援するシステムができていないという感じを受けました。

**2 審理についての感想・意見**

**(司会者)**

それでは、法廷での審理手続に沿って、御感想や御意見をうかがいたいと思います。審理手続の流れとしては、検察官の起訴状朗読に始まり、被告人と弁護人が事件についての陳述をし、それに引き続いて、証拠調べ手続に入ります。そのはじめに、検察官と弁護人が順次、冒頭陳述を行います。冒頭陳述は、その裁判において、証拠によって証明しようとする事実やどういう証拠があるかを検察官と弁護人が主張します。その上で、捜査報告書や供述調書などの取り調べ、証人尋問、被告人質問へと進みます。そして、検察官の論告、弁護人の弁論、被告人の最終陳述と進み、結審されます。

被害者が参加している事件では、被害者の意見陳述等の機会が設けられることもあります。

まずは、検察官と弁護人がはじめにした冒頭陳述についてお伺いしたいと思います。

1 番， 2 番の方が担当された事件では， 検察官の説明はいかがでしたか。 検察官は， パワーポイントを使って説明されたようですね。

**( 1 番 )**

検察官の冒頭陳述については， 文書だけではなく， 画面に図などで状況等が時系列で示されており， 分かりやすい形でした。

最初に， 裁判に対する個人的なというか， 心情的なイメージを持たずに客観的に聞くことができました。

DNA 鑑定の説明は， 非常に詳しくて分かりやすかったのですが， 若干長かったと思います。 集中して聞くのが難しい気がしました。 全体的には分かりやすく， 資料も見やすかったと思います。

**( 2 番 )**

DNA 鑑定に関する検察官の説明やDVDでの立証は分かりやすく， 資料を持って帰りたいくらいでした。

**( 司会者 )**

3 番の方はいかがでしたか。

**( 3 番 )**

事件の流れの説明は， 非常に分かりやすく丁寧でしたし， 犯行現場である八戸の方言なども交えており， プレゼンとしては上手だと思いました。

後から， あまりにもうますぎるのかなとも思いました。 まっさらな状態で裁判に入って行って， あれだけうまいプレゼンをされると， 仮に軽い犯罪でも重大な犯罪のように思ってしまうくらいです。

場合によっては， 無機質的な説明でもよかったのかなと思っています。

**( 司会者 )**

弁護人の冒頭陳述はどんな印象でしたか。

**( 3 番 )**

事件の内容を修飾語等を使わずに無機質に陳述されたので， 私としてはかえ

って分かりやすかったと思います。自分でドラマの映像シーンのようなものを頭に描かず、聞いた言葉だけで判断できました。

プレゼンの仕方を同じ条件でというのは、難しいのだと思いますが、裁判の最初で、ドラマチックなもの、無機質なものが述べられたので、多少混乱しました。ただ、いずれも内容的には分かりやすかったと思います。

## **(2番)**

10年くらい前の事件だったので、被告人も覚えていないことが多く、DNA鑑定とか物的証拠があって、被告人も自分かもしれないと言っていた状態であり、弁護人は何とか減刑されるよう主張していた印象です。

## **(1番)**

最初から、被告人が犯罪事実を認めていた上でのことだったので、罪を認めた上での弁護になり、弁護人にとって、かなりつらい事件だと思いました。

個人的には、罪を認めた上での弁護をどのようにするのか興味を持っていました。被告人の立場や今後のことを考えての弁護だったので、そのあたりは、気持ちが伝わってきたので、分かりやすかったと思います。

## **(司会者)**

次に、証人尋問などの具体的な証拠調べについて取り上げます。

1番と2番の方が参加された裁判では、被告人が事件の犯人であることを示す重要な証拠としてDNA型鑑定に関する証拠が取り調べられたそうですが、具体的にはどのような証拠調べが行われたのでしょうか。

## **(裁判官)**

1番と2番の方が参加された裁判におきまして、検察官は、事件現場に残された犯人の体液のDNA型が被告人のDNA型と一致したことなど、この事件の捜査段階で行われたDNA鑑定の結果をまとめた捜査報告書の内容を法廷で説明されました。その際、実際の鑑定の中身に入る前に、警察で行っているDNA鑑定の一般的な基礎知識をまとめたDVDを証拠資料として法廷で上映し、

その補助資料としてDVDで説明される内容の要点をA3の紙2枚にまとめたものも配ってもらいました。そして、この事件で行われた鑑定の結果などを説明する際には、鑑定の流れと鑑定の結果のポイントをまとめた補足資料としてA3の紙1枚のものも配ってもらいました。

**(司会者)**

2番の方は、DNA鑑定の一般的な基礎知識をまとめたDVDが分かりやすかったという印象ですね。

**(2番)**

はい。

**(司会者)**

1番の方はどんな印象を持たれたのでしょうか。

**(1番)**

DNA鑑定を実際に見たことはなかったので、DVDを見て、精度が高いという意味を具体的に理解することができました。また、DNA鑑定の結果がどのような重みを持つのかも理解することができました。

**(司会者)**

1番と2番の方が担当された事件は、DNA鑑定が重要な証拠となった事件ですが、DNA鑑定に関する説明は理解できたということによろしいでしょうか。

**(1番, 2番)**

はい。

**(司会者)**

3番の方が参加された裁判では、被告人の責任能力が争点となり、精神鑑定書の取調べや精神鑑定をした医師の証人尋問が行われたそうですが、具体的にはどのような証拠調べが行われたのでしょうか。

**(裁判官)**

3番の方が参加された裁判で行われた精神鑑定に関する証拠調べの概要を御説明しますと、この事件では、被告人の精神鑑定として、捜査段階で簡易鑑定と正式鑑定の両方が行われましたが、結論が異なっておりました。

検察側の立証としましては、正式鑑定をされた精神科医の先生が書かれた鑑定書の取調べとこの先生の証人尋問を行い、一方、弁護側の立証としては、簡易鑑定をされた先生が書かれた鑑定書及び意見書の取調べとこの先生の証人尋問を行いました。

検察側の立証をもう少し詳しく御説明しますと、正式鑑定の鑑定書を取り調べる際には、検察官に鑑定書の要約メモである鑑定の骨子を整理してA4の紙1枚に簡潔にまとめたものを配ってもらい、その内容を説明してもらいました。そして、正式鑑定をされた精神科医の先生を尋問する際には、パワーポイントを示しながら先生に証言してもらいましたし、パワーポイントを印刷したものであるA4の紙に両面印刷で2枚のものも配ってもらいました。

これに対し、弁護人は、簡易鑑定の鑑定書のほかに、その内容を分かりやすく補足説明した意見書を証拠として配った上で、主に意見書を読み上げ、簡易鑑定をされた精神科医の先生の尋問でも、意見書の内容を中心に証言してもらいました。

### **(司会者)**

3番の方が担当された事件の証拠調べは分かりやすかったという印象でしょうか。逆に分かりにくかった点はなかったでしょうか。

### **(3番)**

出てくる答えが食い違う結果でしたが、それぞれどうしてこのような結論になったのか理解できましたし、それぞれ正しい答えを出していると思いました。

鑑定をする時期や環境などが違うため、同じ答えにならなかったのだと思いますが、それぞれ正しいと思いました。

かなり混乱したところもありますが、それぞれの先生方の結果を出すまでの

過程は理論的に正しいと思いましたが、分かりやすいと思いません。

**(司会者)**

その後、鑑定した2名の医師の証人尋問が行われましたが、いずれの尋問も分かりやすかったですでしょうか。

**(3番)**

裁判員それぞれからも質問しましたが、いずれの証人も理論的に説明をしてくれました。素人でも説明している内容は理解できました。

**(司会者)**

こういう判断材料が欲しかったということはありませんか。

**(3番)**

簡易鑑定と本鑑定だったので、それぞれの医師に同じ条件で本鑑定してもらっていただけたと思います。条件が違う中で判断しなければならないという難しさがありました。

**(司会者)**

鑑定した医師の尋問については、被告人質問前に、最初に、鑑定書の内容を理解するために、鑑定した医師の尋問を行いました。その後、被告人質問を行い、その後に、再び、鑑定した医師の尋問を行いました。そのように分けて医師の尋問を行ったことについて、どのような印象をお持ちになりましたか。それによって、分かりやすくなったと思えますか。

**(3番)**

1日空いて、家で考えてから翌日の審理に臨むことができたので、よかったですと思います。

**(司会者)**

3番の方が参加された裁判では、被告人のきょうだいの供述調書や親類の人たちの供述調書、合計4通の供述調書が取り調べられましたが、事件の背景事情などは供述調書だけで十分理解できましたか。それとも、こういう風にした

方がよいという点はありませんか。

**(3番)**

被告人の世話をした方などの証言を直接聞きたかったという気はしました。

**(司会者)**

供述調書だけではとらえ切れなかったという印象でしょうか。

**(3番)**

はい。

**(司会者)**

1番と2番の方が参加された裁判では、性犯罪被害者のプライバシーを保護するため、被害者の特定につながる名前や住所などは伏せて、被害者の供述調書などが取り調べられましたが、被害の実情などは十分理解できたでしょうか。被害者のプライバシーへの配慮は行き届いていたでしょうか。

**(1番)**

被害者の立場に同性である自分を置き換えて考えてみても、プライバシーは守られていると思いました。一方、被害者が伝えたいことや置かれている状況もきちんと伝えられていて、そういう面ではよかったと思います。

**(2番)**

被害者の住所などが伏せられていましたし、証拠に被害者宅の住居の間取り図等がありましたが、特定はできないようになっていたので、よかったと思います。

**(司会者)**

被告人の家族の証人尋問や被告人質問については、分かりやすかったですか。

**(1番)**

証人尋問では、心情は伝わってきたのですが、被告人の関係者ということで、精神的にショックを受けていたためか、声が小さくはっきり聞き取れなかったほか、終始うつむいていたため表情が見えなかったことが残念でした。

**(2番)**

証人のお母さんが泣きじゃくってかわいそうな気がしたが、被害者の立場に立てば許せないだろうし・・・悩みました。

**(司会者)**

3番の方が担当した事件の被告人質問については、分かりやすかったですか。

**(3番)**

被告人質問の内容はとても分かりやすかったと思いますが、被告人の精神状態が悪く、答えがばらばらで混乱させられました。ただ、質問自体は分かりやすかったと思います。

**(司会者)**

審理に参加されて、難しいと感じられた点や、裁判を分かりやすくするためにもっと工夫すべきだと思われた点などはありましたか。

**(3番)**

冬期間の交通事情もあるため、毎日、4時半くらいに終わってすぐ帰ったのですが、5時くらいまで残って復習する時間が欲しかったと思います。

**(2番)**

検察官の証拠が固まっていた事件だったので、1日で審理できるようにできないかと思いました。

**(1番)**

1日目はすごく集中していたのですが、2日目になって説明が続いて、1日目と違う趣旨なのか、同じような趣旨のことなのか混同したことがありました。もっと分かりやすく区別されていたら、受け手も切り分けた考え方ができたのかなと思いました。

**(司会者)**

検察官は、証拠調べについて、裁判員経験者に対して何か御質問がありますか。

**(検察官)**

3日、4日と審理が続く中で、そのポイント毎に御自身の意見を決められたのか、それとも審理の最後までフラットな状態で、最後の評議で意見を決められたのか、お話しできる範囲でお願いします。

**(1番)**

検察官の意見を参考にして、審理を進めていく中で、被告人を取りまく状況等が徐々に分かってきて、最終的に決めるまでは判断に苦しむ部分もあり、自分の中でも4転5転くらいして、かなり難しいと感じました。最終的には、それまでのことを総合的に見て、自分の意見を出させていただきました。

**(2番)**

私の担当した事件では、証拠がはっきりしていたので分かりやすかったと思います。被告人が6年半の判決を受けたあとに、判明した事件の裁判でしたが、証拠も多く、犯行自体は間違いないというものでしたが、被害者も被告人も納得できるよう自分の意見を考えました。

**(3番)**

被告人が罪を犯したことは明らかな事案だったので、素直な気持ちで裁判に臨んだのですが、だんだん感情移入してきて、悩み始めました。裁判員の話し合いの中で落ち着き、意見を固めていった感じです。

**(司会者)**

猪原弁護士は、証拠調べについて、裁判員経験者に対して何か御質問がありますか。

**(弁護士)**

2件とも、被告人が本当に反省しているか問題のあるケースだったと思うのですが、御自身の意見を定める過程で苦労したことを差し支えない範囲でお願いします。

**(1番)**

被告人と弁護人の話を聞きながら、事実だけでなく、心情的な部分や事件の背景、経緯等についても考えさせられました。それが直接私の意見に影響を与えたかという点、それだけではなく、全体的に考えて意見を出しました。

**(2番)**

被告人が泣いたり、謝ったりしていましたが、事件の状況については、分からないと繰り返すばかりで、本当に謝っているのかなという感じはしました。

**(3番)**

私の担当した事件では、被告人の供述がどんどん変わって、最後は死んだはずの被害者が生き返ってくるというような内容だったので、供述を聞いてかつとしたことがあったのですが、休廷の間、他の裁判員の方々が落ち着いて意見を言っていたのを聞いて冷静になることができました。

**3 評議・判決についての感想・意見**

**(司会者)**

次に、評議について御質問します。

評議では、十分に意見交換できたという御感想でしょうか。

**(1番)**

特定の方ばかりが発言するというのではなく、みんなで、思ったことや感じたことをその都度意見交換していました。

他の方の顔色を窺ってではなく、自分の意見を述べられていたので、よかったですと思います。

**(2番)**

みんな、思ったことを自由に発言できたと思います。

**(3番)**

みなさん、初めての方かと思うくらい発言が出ていました。男性、女性、若い方、それぞれの見方があるなあと感じました。

**(司会者)**

裁判官がまとめた判決書の内容は、評議の結果が十分反映されたものになっていたでしょうか。

**(3番)**

はい。

**(2番)**

最後は過去の事例も踏まえて、無難なところに着地したという感じがしました。

**(1番)**

全体の意見が反映されていたと思います。

#### **4 裁判員を務める上での負担感など**

**(司会者)**

裁判員の選任手続のために裁判員候補者として裁判所にお越しいただくに当たって、あるいは、裁判員に選ばれて実際の裁判に参加されて、いろいろ負担に感じられた点についてもお話しいただきたいと思います。

選任手続の進め方や裁判の日程、あるいは、仕事や家庭の関係などで、参加される市民の皆さんの負担を軽くするためにもっと工夫すべきだと感じられた点はあったでしょうか。

**(1番)**

私の場合、勤務先の会社に、裁判員裁判に参加する場合の休暇制度がなく、有給休暇を使って参加しました。それで有給休暇を使い切ってしまったため、その後は休むと欠勤扱いとなり、給料も減らされることになりました。

法的な問題になるのですが、裁判員裁判に参加する場合には通常勤務の場合と同様の扱いにしてもらえたら助かるなと思いました。

また、周囲に自分が裁判に参加することをどこまで伝えてよいのか分からなかったのも、その辺りのルールをはっきりと決めてもらえれば周囲との調整がしやすかったと思います。

**(2番)**

特にありません。選任手続の抽選について、自分でくじを引かせてもらいたいと思った程度です。

**(3番)**

日程については特にありません。

1番の方と同様、休暇を取得する際、会社や営業先等にどこまで言っているのかと思ったほか、所属する組織が裁判員制度のことを分かっていないところも多いので、まだまだ制度が周知されていないと思いました。社会環境を整備してもらえれば、一般市民がもっと参加しやすくなるという印象です。

**(司会者)**

青森県は、雪国特有の事情というのがあります。特に、今年の冬は、雪の影響で交通機関が止まってしまうこともありました。裁判員に選ばれた方が連日裁判所にお越しいただくだけでも御苦勞がおありかと思いますが、その辺りの事情について、3番の方はいかがでしょうか。

**(3番)**

私が参加したのは、ちょうど雪の多い時期だったので、翌日、交通機関が混乱した場合のことを考えると、裁判所の近くに宿泊したかったのですが、宿泊費が出ない地域だということでした。季節や条件に応じて、柔軟に判断していただければ助かります。

**(司会者)**

次に、守秘義務についても取り上げたいと思います。法律上、裁判官及び裁判員が判決をするための評議において自由に率直に発言できるようにするために、評議について守秘義務が定められています。

実際に裁判員を経験されて、守秘義務は必要であるとお考えですか。

また、今日までに、守秘義務があることを負担に感じておられますか。

**(1番)**

裁判の性質上、個人的な情報に接するので、守秘義務は必要だと思います。

ただ、裁判に参加する側としては、守秘義務という言葉は知っていても、どこまで話していいことなのか、聞かれてもどこまで答えられるのかが分からないので、自分の経験を伝えたくても伝えることができない感じがします。

今後、この制度を広めていく中で、どこまでの範囲なら話していいのか、分かりやすくしてもらえればと思います。

**(2番)**

重要なことなのかなと思っていましたし、守っていたつもりです。あまり気になりませんでした。

**(3番)**

周りの人が興味本位で裁判のことを聞いてきましたが、全部報道されていることだったので、新聞に書いてあるとおりでと答えるだけで済みましたし、自分自身は重いものを背負ったという感じはしませんでした。

**5 これから裁判員となられる方へのメッセージ**

**(司会者)**

いろいろ御意見をお聴かせいただきました。大変ありがとうございました。今後の運用改善のための参考とさせていただきたいと思います。

最後に、皆さんが、裁判を経験して裁判の見方や裁判員制度に対する意識に変化があったか、また、これから裁判員となられる方へのメッセージをいただければと思います。

**(1番)**

最初は、自分にできるのかとか、自分が参加することで迷惑を掛けるのではないとか、不安に思うことが多かったのですが、実際に裁判に参加してみて、体験してよかったと思います。

これまで、裁判を報道でのことだと思っていましたし、犯罪者や被害者のことも他人事のように思っていたのですが、犯罪が実際に起きていて、自分も当事

者になる可能性があると感じましたし、日々報道されている犯罪についても、その背景や経緯を考えるようになりました。

今後、裁判員に選ばれた方には、不安があると思いますが、参加すればいい経験になると思います。

## **(2番)**

裁判に参加してみて、裁判に対する見方が大きく変わりました。これまでは、判決の結果をニュースで見るだけで特に考えることもなかったのですが、裁判員をやったことで、裁判の途中経過や検察官の求刑などにも興味を持って見るようになりました。

今後、裁判員に選ばれた方には、法律の知識とかがまったくないまま参加した私でもマイナスになることはなかったので、是非参加してみてくださいと言いたいです。

## **(3番)**

裁判に参加するまで、裁判は縁遠い存在で、関心もなかったのですが、今は、裁判が報道されているとつい気になって見てしまいます。ほんの少しですが、裁判のことが分かり勉強になりました。

この制度が浸透していくにつれて、仕事を理由に裁判を拒否する人が増え、時間のある人だけが参加する制度にならないか心配です。

社会全体にこの制度の意義等を浸透させ、一般市民が参加しやすい社会環境の整備を急いだ方がいいと思います。

また、歩合給で働いている方等については、給与と日当の差額を補填するようなシステムがあれば参加しやすいと思います。

## **6 法律家からの感想**

### **(司会者)**

裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、どのような御感想をお持ちですか。

### **(検察官)**

本日は、短い時間ではありましたが、皆様から貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

裁判員の方々が、審理の経過、評議の中で、検察官及び弁護人の主張、立証のどういう点に関心があるのか、どういうところを見ておられるのか、とても参考になりました。

検察官は、裁判員の皆様と直接お話しできない立場ですので、途中、どのようなところに注意が行っていたのか、どういう点が足りなかったのかなどを具体的にお聞きすることができてよかったですと思います。

また、本日は、分かりやすさとしてもっと工夫された方がいいのではないかという意見もいただきました。このような率直な御意見も今後の参考にさせていただきたいと思っております。

#### **(弁護士)**

本日はどうもありがとうございました。今回の裁判員経験者の担当された事件については、一方は傍聴させていただきましたし、一方は弁護人として参加させていただいていました。

一方はDNA鑑定が、一方は精神鑑定が問題になるという、2件とも難しい部類の事件だったと思いますが、皆様のお話を聞いて、真摯に前向きに取り組まれているということを感じました。

弁護人の冒頭陳述についてお褒めの言葉をいただき、今日は出席してよかったですと思っております。これに安住することなく、より審理の日程を短縮する方法やより分かりやすい立証の方法を検討していきたいと思っております。

また、最近では、弁護人の配付資料の枚数が増えて、分かりにくい場合も出てきているので、今後はなるべくシンプルにするよう、皆様の意見を訴訟活動をする上での参考とさせていただきます。

#### **(裁判官)**

本日、裁判員経験者の方々からいろいろと貴重な御意見、御提言などをお伺

いしましたので、今後の裁判員裁判の運用に是非活かして参りたいと考えております。本日は本当にありがとうございました。

## 7 報道機関からの質問

### (A社)

裁判員を経験して、今改めて感じることやよかった点、悪かった点があったらお願いします。

### (1番)

経験してよかった点は、裁判がどういうものか、裁判をするということがどのような意味を持つのかが体験できたということです。事件に関する報道を見ても、今までと違った見方ができるようになりました。

### (2番)

まったく裁判に興味がなかったのですが、多少なりとも興味が湧きました。今後の人生においてもいい経験になったと思います。

### (3番)

「もう1回やってください。」と言われたら「やります。」と答えると思います。参加してみて裁判の仕組みを知りました。

### (A社)

当時、職場や家族の方にはどのような対応をされたのですか。

### (1番)

職場には、裁判員候補者に選ばれたことや日程を伝えました。裁判員に選ばれてからは、急きょ電話で連絡し、いろいろな段取りが大変でした。

家が青森市内ではなく、裁判所に通うことができないところだったので、実家にも事情を話して子供を預かってもらいました。

日程の余裕があれば、その辺りの仕事のことやプライベートなことの段取りが組みやすかったなと思います。

### (2番)

特にありませんでした。

知人にからかわれたり，妻には私に裁かれる人はかわいそうだとか言われましたが，気にせず聞き流していました。

**(3番)**

私は公的機関に勤めているので，休暇の点では特に負担はありませんでした。ただ，選任手続期日を含めて，6日間だったので，他の裁判員の方々は大変だったのかなと思います。家族や周囲の人からは興味本位でいろいろなことを聞かれましたが，深刻に考えることはありませんでした。

**(A社)**

裁判員を経験して，制度そのものに対して何か思うことはありますか。

**(1番)**

裁判そのもののほか，報道されている社会情勢への関心や自分の見方が変わりました。参加することによって，目につくようになったこともあります。

プライベートな面の準備が整えられるのであれば，参加して損をすることはないと思いますし，問題になることもまったくないと思います。むしろ，参加した方が裁判がどういうものか体験できてためになると思います。

**(2番)**

裁判員を経験した人は裁判に興味を持つようになるのは間違いないと思いますが，この制度がみんなに浸透するまで何年かかるのかなという思いがしました。

**(3番)**

最初は，アマチュアが裁判に参加することに対する不安はありましたが，参加してみて，男女，いろいろな年齢層がそれぞれの意見を出すというのは，一般市民が参加する制度だからこそできたことだと思いますし，そこがこの制度のいいところだと思います。

後は，先ほども言いましたが，一般市民が参加しやすい社会環境の整備をし

ておかないと、時間のある人だけが参加する制度になりはしないか心配です。

**(A社)**

裁判員を経験して、裁判や事件の報道に対して思うことはありますか。

**(1番)**

参加する前は、テレビの報道として接していただけでしたが、参加した後は、事件の報道について、その経緯等を考えてみたりするようになり、以前とは関心が違ったと感じています。

**(2番)**

判決結果の報道だけでなく、それ以外の部分にも目を通すようになりました。

**(3番)**

裁判の報道に関心を持つようになりました。

**(B社)**

被告人のその後が気になったことはありませんか。裁判所に情報提供を求めたりしたことはありませんか。

また、裁判員裁判の対象となる事件が起きたとき、容疑者の背景等が報道されることにより、事前に偏見が入ってしまう可能性もあると言われていたのですが、事件の記事を読んだことによって、報道に引っ張られるなどということはありませんか。

**(1番)**

被告人のその後については、気にならないと言えば嘘になりますが、あまり事件に感情移入してもどうかと思いますし、あえて第三者的に考えています。私たちが関わるのは、裁判だけなので、あえてその後の情報を調べてたりしていません。裁判が終わった時点で、すべて終わったという感じですが。

私が担当した事件については、新聞やテレビで見えていなかったもので、公判で初めて知りました。

**(2番)**

被告人が長期間服役することになり、かわいそうだと思うこともありました  
が、やってしまったことなのだから仕方がないと忘れるようにしました。

事件に関する報道については、裁判員をやる前は、興味がなかったので、青  
森市内の事件だったのですが、まったく分かりませんでした。

**(3番)**

私たちの中ではそのときのベストの結論を出したので、被告人に不服がある  
のであれば、控訴して争ってもらえればと思っていました。ただ、控訴したか  
どうかは知りたいと思いました。控訴をしなければ裁判所の判断に納得したと  
いうことなので。

事前の事件に関する報道については、呼出状を受け取ったときに、インター  
ネットで捜したのですが見つかりませんでした。ですから、前情報は一切あり  
ませんでした。

**(C社)**

裁判後の記者会見のやり方について、何か御意見などはありますか。

**(1番)**

やはり、守秘義務について、自分の中で線引きできていなかったもので、裁判  
所にサポートしてもらって記者会見に出席したのですが、どうしても、お話し  
できる部分が制限されてきます。

それでも、裁判に参加した人の声として、一行でも二行でも記事として取り  
上げてもらえれば、今後裁判に参加される方の中にも見る方がいると思います。

**(2番)**

私は迷ったのですが、人前で話をするのが苦手だったので、お断りしました。  
後から、やっぱり一生に一度のことだから出席すればよかったと思ったので、  
本日の意見交換会に参加しました。

**(3番)**

記者会見が義務とか必須だと言われれば出席しましたが、任意参加でしたし、

冬期で交通機関の混乱も心配されたので、帰りました。

**(C社)**

裁判が終わった後、同じ事件を担当した裁判員経験者と会って話がしたいとか、交流したいと思ったことはありますか。

**(1番)**

私が参加した事件では、年代や出身地がばらばらだったので、あまりプライベートな部分で付き合いを続けようということはありませんでした。

裁判所などの公の機関を通じてであれば、是非参加させていただき、一緒に参加した方や別の事件に参加した方と意見交換等をしたいとは思っています。

そういった機会があれば、裁判員制度自体を広めることにもなるし、個人的に抱えている精神的な負担も、みんなで話すことで軽くなったりすることもあるのではないかと思います。

**(2番)**

今日は、1番の方や裁判長にお会いして懐かしい思いはしましたが、普段は、日々の生活があるので、裁判員経験者との交流までは考えていません。

**(3番)**

裁判員等経験者のうち、年齢の近かった1人の方とはお互いの労をねぎらうような手紙のやりとりをしたことはありますが、それだけです。

**(司会者)**

時間が参りましたので、本日の裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきます。

本日は大変貴重な御感想をいただきましたし、これから裁判員になられる方に対する貴重なメッセージもいただきましてありがとうございました。